

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
字の区域の変更等(〃)
- 土地改良事業の認可(三件) (農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(二件) (〃)

告 示

鳥取県告示第二百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による雨滝

地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年十一月十日現在の地番による。)
大字雨滝字基ノ 田	大字雨滝字基ノ田のうち三一、三一三の二、三一三の三と一体をなす国有地の一部以外区域
大字雨滝字中ノ 田	大字雨滝字基ノ田三一、三一三の二、三一三の三と一体をなす国有地の一部 大字雨滝字中ノ田の全域 大字雨滝字久登入三八二の一から三八二の三まで、三八三の一から三八三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字雨滝字久登 入	大字雨滝字久登入のうち三八二の一から三八二の三まで、三八三の一から三八三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外区域
大字木原字雑坂	大字木原字雑坂のうち一四次二と一体をなす国有地の一部以外区域

鳥取県告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山の神地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字銀山字下千軒</p>	<p>同上の区域（平成五年十一月二十四日現在の地番による。）</p> <p>大字銀山字下千軒のうち五の一部、七の一部、八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字銀山字上千軒一、一三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字蒲生字辨才天六六一、六六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字蒲生字瓦町二二三三の一部、二二三四、二二三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字蒲生字向田二二三七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字蒲生字千軒二三六三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字銀山字上千軒</p>	<p>大字銀山字下千軒七の一の一部、八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字銀山字上千軒のうち二の一、一三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字蒲生字辨才天六六二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字蒲生字瓦町二二三〇、二二三一から二二三三までの一部、二二三八の一部、二二三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字銀山字中ノ田</p>	<p>大字銀山字中ノ田のうち六二の二、六四の一の一部、六四の二の一部、六五の一の一部、六五の二の一部、七六の一の一部、七六の二、七七の一の一部、七七の二、七九の一の一部、七九の二、七九の三の一部、八〇、八四から八六まで、八七の一、八七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字銀山字眞教寺</p>	<p>大字銀山字眞教寺のうち一〇七、及び一三二、一三三と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字銀山字眞教寺一〇七及び一三二、一三三と一体をなす国有地の一部</p>

大字洗井字黒松

大字洗井字黒松のうち二の三、四の一、四の三、五の一、六の一、七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字洗井字河原田

大字洗井字河原田のうち八、九の一部、一〇の二の一部、一〇の三の一部、一〇の五の一部、一一の一、一二の一、一二の二、一三、一四、一五の一部、一五の三、一六の四、二三の二の一部、二三の三の一部、二五の一部、二五の内第一、二六の一、二六の二、二七の二の一部、二七の二から二七の五まで、二七の内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字洗井字上河原田二八の一の一部、二八の二、二八の三の一部

大字洗井字上河原田

大字洗井字河原田二三の一の一部、二三の三の一部、二六の一の一部、二六の二の一部、二七の二の一部、二七の二から二七の五まで、二七の内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字洗井字上河原田のうち二八の一の一部、二八の二、二八の三の一部、三四の二の一部、三四の四の一部、三五の一部、三七の一部、三七の内第一、三九の一から三九の三までの一部、四〇の一から四〇の三までの一部、四〇の四、四〇の内第一、四一の一、四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三九の二の一部、三九の三の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字洗井字丹波町

大字洗井字黒松二の三、四の一、四の三、五の一、六の一、七及びこれらと一体をなす国有地
大字洗井字河原田八、九の一部、一〇の二の一部、一〇の三の一部、一〇の五の一部、一一の一、一二の一、一二の二、一三、一四、一五の一部、一五の三、一六の四、二五の一部、二五の内第一、二六の一の一部、二六の二の一部、二七の内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字洗井字二太子

の一
大字洗井字上河原田三九の一から三九の三までの一部、四〇の一から四〇の三までの一部、四〇の四、四〇の内第一の一部、四一の一、四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三九の二の一部、三九の三の一部と一体をなす国有地の一部
大字洗井字丹波町のうち四二の二の一部、四二の三の一部、四二の内第一の一部、五〇の一部、五一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字洗井字井望

大字洗井字上河原田三四の二の一部、三四の四の一部、三七の一部、三七の内第一、四〇の二の一部、四〇の内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字洗井字丹波町四二の二の一部、四二の三の一部、四二の内第一の一部、五〇の一部、五一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字洗井字二太子のうち五八、五八の一、六〇の一部、六一の一部、六一、六三、六四の一部、六五の二の一部、六五の二の一部、六六の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字洗井字井望一三〇の一、一三〇の二の一部、一三一、一三二の一部、一三七の一部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字洗井字上河原田三四の二の一部、三四の四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字洗井字二太子五八、五八の一、六〇の一部、六一の一部、六一、六三、六四の一部、六五の二の一部、六五の二の一部、六六の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字洗井字井望のうち一三〇の一、一三〇の二の一部、一三一、一三二の一部、一三七の一部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字洗井字樋ノ詰</p>	<p>れらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字洗井字樋ノ詰一四六の一、一四七、一四八、一四九の一部、一四九の内第一、一五〇の三、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字銀山字中ノ田六二の二、六四の一の一部、六四の二の一部、六五の一の一部、六五の二の一部、七六の一の一部、七六の二、七七の一の一部、七七の二、七九の二の一部、七九の三の一部、八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字銀山字汁田八八の一の一部、八八の二、九二の一部、九三の一部、一〇〇の一部、一〇二の一部、一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字蒲生字上道免</p>	<p>大字洗井字樋ノ詰のうち一四六の一、一四七、一四八、一四九の一部、一四九の内第一、一五〇の三、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字銀山字汁田一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇四の一部、一〇五と一体をなす国有地の一部 大字銀山字眞教寺一三三及びこれと一体をなす国有地並びに一三二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字蒲生字上道免</p>	<p>大字蒲生字上道免のうち六四七の一部、六五四の一部並びに六五五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字蒲生字段町七〇四と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字下タ道免七二六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字蒲生字辨才天</p>	<p>大字蒲生字辨才天のうち六六一、六六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字蒲生字段町</p>	<p>大字蒲生字段町のうち六八四の一部、六八五の一部、七〇七の一部並びに七〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字蒲生字下生面七〇八から七一〇までの一部、七一、七一の二の一部、七二三、七二四、七一八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字蒲生字下タ道免七二三の二、七二四、七二五、七二六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字蒲生字千軒二三七六、二三七七と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字上生面二三八九、二三九五、二三九九と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字下タ生面二四一三の四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字蒲生字下生面</p>	<p>大字蒲生字下生面のうち七〇八から七一四まで、七一八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字蒲生字下タ道免のうち七二三の二、七二四、七二五、七二六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字蒲生字上段町</p>	<p>大字蒲生字上段町のうち二四九の二、二五〇の二以外の区域</p>
<p>大字蒲生字三船口</p>	<p>大字蒲生字三船口のうち一九五五の一の一部、一九五六以外の区域</p>
<p>大字蒲生字子産石</p>	<p>大字蒲生字三船口一九五五の一の一部、一九五六 大字蒲生字子産石の全域</p>

大字蒲生字瓦町

大字蒲生字瓦町のうち二二三二〇、二二三二一から二二三三三までの一部、二二三二四、二二三二五の一部、二二三二六の一部、二二三二八の一部、二二三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字向田二二三三七の一部、二二三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字蒲生字向田

大字蒲生字瓦町二二三二五の一部、二二三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字向田のうち二二三三七の一部、二二三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字蒲生字瓜田二三四二の一、二三四二の二、二三四三の一、二三四三の二、二三四四の一、二三四四の二、二三四五の一から二三四五の三まで、二三四六、二三四七の一部、二三四八の一部、二三四九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字千軒二三五六の一部、二三五七、二三五八の一から二三五八の三まで、二三五八の四の一部、二三五八の五、二三五九の一部、二三六〇の一部、二三六一の一部、二三六三の一部、二三七三の一部、二三七三の二の一部、二三七九の一から二三七九の三までの一部、二三八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字蒲生字千軒

大字蒲生字段町六八四の一部、六八五の一部、七〇七の一部
大字蒲生字下生面七〇八から七一〇までの一部、七一二の一部
大字蒲生字上段町一二四九の二、一二五〇の二
大字蒲生字瓜田二三五四の一の一部、二三五四の二の一部、二三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字千軒のうち二三五六、二三五七、二三五八の一から二三五八の三まで、二三五八の四の一部、二三五八の

大字蒲生字上生面

五、二三五九の一部、二三六〇の一部、二三六二の一部、二三六三の一部、二三七三の一部、二三七三の二の一部、二三七九の一から二三七九の三までの一部、二三八〇の一部、二三八二の一部、二三八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三七六、二三七七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字蒲生字上生面二三八四の一、二三八四の二、二三八五から二三八九まで、二三九〇の一部、二三九一、二三九二の一部、二三九四の一部、二三九五、二三九六、二三九七の一部、二三九八の一部、二三九九、二四〇〇及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字蒲生字下生面二四一一、二四一三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字銀山字下千軒五の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字蒲生字下生面

大字蒲生字上生面のうち二三八四の一、二三八四の二、二三八五から二四〇〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四〇一の一、二四〇三、二四〇三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字蒲生字瓜田二三四七の一部、二三四八の一部、二三四九の一部、二三四九の二、二三五〇から二三五三まで、二三四四の一の一部、二三四四の二の一部、二三四四の三、二三四四の四、二三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字千軒二三五六の一部、二三八〇の一部、二三八二の一部、二三八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字蒲生字上生面二三九〇の一部、二三九二の一部、二三九三、二三九四の一部、二三九七の一部、二三九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四〇一の一、二四〇三の一と一体をなす国有地の一部

<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字蒲生字瓜田</p>
<p>大字蒲生字下タ生面</p>	<p>大字蒲生字上生面二四〇三、二四〇三の一と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字下タ神田二四〇六の一部、二四二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字蒲生字下タ生面のうち二四二二、二四二三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
	<p>大字蒲生字下タ神田のうち二四〇六の一部、二四二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業下私都地区農業用排水及び暗きよ排水）を平成六年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業福井地区農業用排水）を平成六年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業北尾地区農業用排水）を平成六年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る山の神地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十

六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る雨滝地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次